

議案第 39 号

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

議会運営委員会委員長 牟田 学

提案理由

議員定数を変更したことに伴い、委員会の委員の定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例

阿久根市議会委員会条例（昭和38年阿久根市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「14人」を「13人」に改める。

第7条第2項中「8人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された市議会議員の任期の始まる日から施行する。